

国保の保険料

木曾岬町のその年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険料として、被保険者の各世帯に割り当てます。

保険料の決め方

次の4つの計算方法を組み合わせ、1世帯当たりの保険料が決まります。

医療費の総額		
病院で払う一部負担金	国などの補助金	保険料
所得割	その世帯の所得に応じた計算	
資産割	その世帯の資産に応じた計算	
均等割	その世帯の加入者数に応じた計算	
平等割	一世帯当たりにもくらす計算	



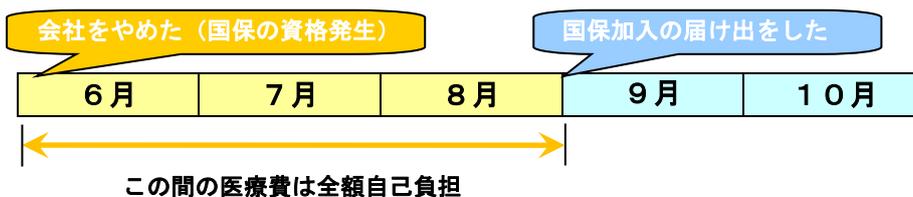
保険料を納める人は？

保険料の納付義務は世帯主にあります。なお、世帯主がサラリーマンなどで国保に加入していなくても、家族の中に国保加入者がいる場合は、国保加入者の保険料は世帯主（擬主）が納めます。

保険料はいつから納めるの？

保険料を納めるのは、国保の被保険者としての資格を得たときからで、届け出をしたときからではありません。

- 例 6月に会社をやめたのに届け出を忘れて、9月に届け出をした人の場合



※保険料は国保の資格を得た6月までさかのぼって納めます。

※また、届け出をした9月までの保険証がありませんから、6～8月の間の医療費は全額自己負担になります。

保険料の納め方

保険料の決め方、納め方は年齢ごとに異なり、納付書や口座振替などで納めます。

40歳以上の人は、生活保護を受けている人などを除いて、介護保険料を納めることになります。

そのため、国保の保険料（医療分、高齢者支援分）に介護保険分をあわせて納めることになります。



保険料の納め方

40歳未満の人の場合

介護保険の加入者ではありません

国民健康保険料（医療分・高齢者支援金分）のみ納めます。

年度の途中で40歳になったときは

40歳に達した月（40歳の誕生日の前日が属する月）の分から、介護保険料分もあわせて納めます。



国民健康保険料
医療分
高齢者支援金分

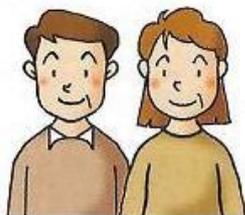
40歳～60歳の人の場合

介護保険の第2号被保険者

国民健康保険の保険料（医療分・高齢者支援金分）に、介護分をあわせて、ひとつの国民健康保険料として納めます。

年度の途中で65歳になったときは

65歳になる前月までの介護保険料（国保の介護分保険料）は、国民健康保険料として年度末までの納期に分けて納めることになります。

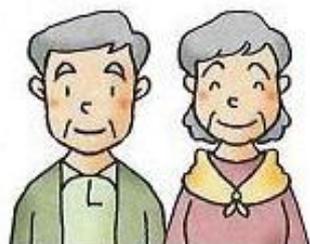


国民健康保険料
医療分
高齢者支援金分
介護分

65歳以上の人の場合

介護保険の第1号被保険者

医療分・高齢者支援分の保険料の納め方は64歳までと変わりません。介護保険料は原則年金（老齢・退職・遺族・障害）から天引きされます。（年金額が年額18万円未満の人は、町に個別に納めます。）



国民健康保険料
医療分
高齢者支援金分
介護保険料
介護分

保険料を滞納すると・・・

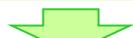
保険料の未払いが長期間続きますと保険の給付が受けられなくなったり、医療費を全額自己負担しなければならなくなったりします。

① 納付期間が過ぎると督促状が送付されます。



② 保険証の有効期間が短くなります。「短期被保険者証」の発行

「短期被保険者証」とは、保険料の滞納が1年未満の場合、国保から交付される有効期間の短い保険証で、期限切れごとに保険証の交付を国保の窓口で受けることになり、大変めんどろです。また、その都度保険料の納付を求められます。



③ 1年以上滞納すると「被保険者資格証明書」※注が交付されます。

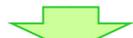
「短期被保険者証」が発行されても納付をせず、相談に応じない等の場合、被保険者の資格があることを証明するだけの「資格証明書」を発行します。

この「資格証明書」では、お医者さんにかかるとき医療費は10割全額自己負担となります。

納付相談の際に、自己負担した医療費についても申請すれば、後日医療費の8割～7割の払い戻しが受けられます。

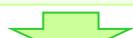
※「資格証明書」の適用は、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない人に限られます。

※「資格証明書」が交付されている世帯の高校生世代以下の被保険者については、6か月の短期被保険者証が交付されます。



④ 1年6ヵ月以上滞納すると国保の給付の全部または一部が差し止められます。

療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費などの給付金が全部または一部差し止められた給付額が滞納保険料に充てられる場合もあります。



⑤ さらに滞納が続き、納付についての相談にも応じない場合は、差し押さえなどの処分がなされます。

保険料を滞納し続けると、支払い計画も大きな金額になります。結局困るのはご本人やご家族です。保険料は納期限内に納めてください。

どうしても納付が難しいときは

災害、その他特別な事情で保険料の納付が困難な場合は、保険料減免が受けられる場合があります。役場 住民課 国保係へご相談ください。

